

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領

発令：平成16年1月30日国土交通省告示第61号

最終改正：令和5年3月31日号外国土交通省告示第262号

改正内容：令和5年3月31日号外国土交通省告示第262号[令和5年4月1日]

○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領

[平成十六年一月三十日国土交通省告示第六十一号]

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領を次のように定めたので、告示する。

(目的)

第一条 本実施要領は、自動車の燃費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）を実施し、その結果を公表することにより、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とする。

(評価)

第一条の二 国土交通大臣は、申請により、評価を実施する。

(評価及び公表の対象とする自動車の種類)

第二条 本実施要領の対象とする自動車は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車
- 二 特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成三十年国土交通省告示第六百二十三号。以下「輸入自動車燃費算定告示」という。）第二条に規定する自動車（以下「特定輸入自動車」という。）
- 三 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号。以下「改造自動車燃費算定告示」という。）第一条に規定する特定改造乗用自動車及び特定改造貨物自動車（以下「特定改造自動車」という。）

(平成二十二年度燃費基準等に対する適合性の評価)

第三条 国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値（前条第一号に掲げる自動車については乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「乗用車判断基準告示」という。）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。）に規定する十・十五モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表一の算定を受けたエネルギー消費効率相

当値をいう。以下同じ。) について、別表一の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより評価を行うものとする。

- 一 燃費基準十九%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1—1(1)及び(2)並びに貨物車判断基準告示1—1(1)の各表の右欄に掲げる数値をいう。以下同じ。)に百分の百十九を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。)以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 二 燃費基準三十%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 三 燃費基準三十二%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十九を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 四 燃費基準三十九%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十九を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十一を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 五 燃費基準四十一%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十一を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 六 燃費基準四十四%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 七 燃費基準四十七%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 八 燃費基準五十%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 九 燃費基準五十一%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号にお

- いて同じ。)未満
- 十 燃費基準五十五%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十一 燃費基準五十七%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十二 燃費基準六十二%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十三 燃費基準六十三%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百七十三を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十四 燃費基準七十三%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百七十三を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十五 燃費基準八十四%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十四を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十六 燃費基準九十四%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十四を乗じて算出した数値以上であって、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の二百五を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満
- 十七 燃費基準百五%向上達成レベル 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の二百五を乗じて算出した数値以上

(平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条 国土交通大臣は、第二条の自動車のJCOモード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJCOモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)、WLTCモード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するWL

TCモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。) (JC〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条から第四条の三までにおいて同じ。) 及び重量車モード燃費値 (第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。) について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年度基準エネルギー消費効率 (乗用車判断基準告示1—1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示1—1(2)から(4)までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車 (貨物車判断基準告示1—1(2)の各表における燃料の種類が軽油のみのものを除く。) については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。) に対する達成レベル (JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。) を算定することにより評価を行うものとする。

(令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の二 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値及びWLTCモード燃費値について、乗用車判断基準告示1—1(7)の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、令和二年度基準エネルギー消費効率 (乗用車判断基準告示1—1(7)の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車 (軽油を燃料とするものに限る。) については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。) に対する達成レベル (JC〇八モード燃費値又はWLTCモード燃費値を令和二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。) を算定することにより評価を行うものとする。

(令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の三 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値及びWLTCモード燃費値について、貨物車判断基準告示1—1(5)の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和四年度基準エネルギー消費効率 (貨物車判断基準告示1—1(5)の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第六号に掲げる自動車 (貨物車判断基準告示1—1(5)の表における燃料の種類が軽油のみのものを除く。) については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。) に対する達成レベル (JC〇八モード燃費値又はWLTCモード燃費値を令和四年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。) を算定することにより評価を行うものとする。

(令和七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の四 国土交通大臣は、第二条の自動車のJH二十五モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJH二十五モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、乗用車判断基準告示1—1(8)及び(9)並びに貨物車判断基準告示1—1(6)及び(7)の各表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、令和七年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1—1(8)及び(9)並びに貨物車判断基準告示1—1(6)及び(7)の各表の右欄に掲げる数値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（JH二十五モード燃費値を令和七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の五 国土交通大臣は、第二条の自動車のWLTCモード燃費値について、令和十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1—1(10)の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七四を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（WLTCモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル	多段階評価
五十五以上六十未満	★〇・五
六十以上六十五未満	★一
六十五以上七十未満	★一・五
七十以上七十五未満	★二
七十五以上八十未満	★二・五
八十以上八十五未満	★三
八十五以上九十未満	★三・五
九十以上九十五未満	★四
九十五以上百未満	★四・五
百以上百五未満	★五
百五以上百十未満	★五・五
百十以上百十五未満	★六
百十五以上百二十未満	★六・五
百二十以上百二十五未満	★七
百二十五以上	★七・五

(評価の取消し)

第四条の六 国土交通大臣は、第三条から前条までの評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により、第三条から前条までの評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。

(公表)

第五条 国土交通大臣は、評価が行われている自動車（特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。）について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

- 一 当該自動車の製造又は輸入の事業を行う者の氏名又は名称
- 二 車名及び型式
- 三 原動機の型式及び総排気量
- 四 変速装置の形式及び変速段数
- 五 エネルギー消費効率（十・十五モード燃費値、JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値、重量車モード燃費値及びJH二十五モード燃費値をいう。以下同じ。）
- 六 平成二十二年度基準エネルギー消費効率、平成二十七年度基準エネルギー消費効率、令和二年度基準エネルギー消費効率、令和四年度基準エネルギー消費効率、令和七年度基準エネルギー消費効率及び令和十二年度基準エネルギー消費効率
- 七 目標年度（乗用車判断基準告示1—1及び貨物車判断基準告示1—1の目標年度をいう。）
- 八 基準に対する適合性（第三条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。）、平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の五に規定する多段階評価
- 九 車両重量
- 十 乗車定員（乗用自動車に限る。）
- 十一 最大積載量（貨物自動車に限る。）
- 十二 車両総重量（貨物自動車又は乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限る。）
- 十三 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- 十四 自動車の構造（貨物自動車又は乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限り、貨物車判断基準告示1—1(1)、(2)及び(5)の表に掲げる自動車の構造の別、貨物車判断基準告示1—1(3)に規定するトラック等若しくは(4)に規定するトラクタの別又は乗用車判断基準告示1—(5)に規定する路線バス等若しくは(6)に規定する一般バス等の別をいう。）
- 十五 その他エネルギー消費効率の異なる要因（同一型式の自動車であって、エネルギー消費効率が異なるものがある場合において、その要因が第四号及び第九号から第十四号までに掲

げる項目以外にある場合に限る。)

- 2 前項の自動車の種別は、次のとおりとする。
 - 一 ガソリン乗用自動車 揮発油を燃料とする乗車定員十人以下の乗用自動車（乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超のものを除く。）
 - 二 ディーゼル乗用自動車 軽油を燃料とする乗車定員十人以下の乗用自動車（乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超のものを除く。）
 - 三 LPガス乗用自動車 液化石油ガスを燃料とする乗用自動車
 - 四 小型バス 乗車定員十一人以上かつ車両総重量三・五トン以下の乗用自動車
 - 五 ガソリン貨物自動車 揮発油を燃料とする車両総重量三・五トン以下の貨物自動車
 - 六 ディーゼル貨物自動車 軽油を燃料とする車両総重量三・五トン以下の貨物自動車
 - 七 路線バス等又は一般バス等 乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車
 - 八 トラック等又はトラクタ 車両総重量三・五トン超の貨物自動車
- 3 国土交通大臣は前条の規定による評価の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(国の講ずべき措置)

第六条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無、おおむねの平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の五に規定する多段階評価を、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成一八年三月一七日国土交通省告示第三五一号〕

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年七月二日国土交通省告示第八六六号〕

この告示は、平成十九年七月二日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定（同項第九号の次に二号を加える部分に限る。）及び同条の次に一条を加える改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月二八日国土交通省告示第三七九号〕

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年八月二五日国土交通省告示第九三四号〕

第一条 この告示は、平成二十一年八月三十一日から施行する。

第二条 この告示の施行の日において、燃費算定告示第二条のエネルギー消費効率相当値の算定が行われている特定改造自動車（同告示附則第二条の規定により同日において算定されているとみなされるものを含む。）に関する改正後の第三条の規定の適用については、平成二十一年四月一日又はエネルギー消費効率相当値の算定が行われた日のいずれか遅い日に評価を行ったものとみなす。

附 則〔平成二二年八月二日国土交通省告示第八一二号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二四年二月一六日国土交通省告示第一七四号抄〕

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二四年三月六日国土交通省告示第二二〇号〕

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年三月一日経済産業・国土交通省告示第2号抄〕

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二五年一二月二七日国土交通省告示第一三一〇号〕

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律〔平成二五年五月法律第二五号〕の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則〔平成二六年三月二八日国土交通省告示第三九七号〕

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成二八年一〇月三十一日国土交通省告示第一一七五号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年三月二九日国土交通省告示第二四九号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年四月二〇日国土交通省告示第六二四号〕

この告示は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年八月二二日国土交通省告示第一〇五四号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三〇年一一月三〇日国土交通省告示第一二九六号〕

（施行期日）

この告示は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年六月法律第四五号〕の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則〔令和三年三月一日国土交通省告示第百四〇号〕

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則〔令和五年三月三十一日国土交通省告示第二百六十二号〕

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

別表一（第三条関係）

第二条第一号に掲げる自動車及び同 第二号に掲げる特定輸入自動車	乗用車判断基準告示1—1(1)及び(2)並 びに貨物車判断基準告示1—1(1)の各 表の左欄に掲げる区分
特定改造自動車のうち改造自動車燃 費算定告示別表一第一号の左欄に掲 げるもの	乗用車判断基準告示1—1(1)の表の左 欄に掲げる車両重量の区分

特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表一第二号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示 1—1(2)の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表一第三号から第五号までの左欄に掲げるもの	貨物車判断基準告示 1—1(1)の表の左欄に掲げる区分

別表二（第四条関係）

第二条第一号に掲げる自動車及び同条第二号に掲げる特定輸入自動車	乗用車判断基準告示 1—1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示 1—1(2)から(4)までの各表の左欄に掲げる区分
特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示 1—1(3)の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示 1—1(4)の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第三号から第五号までの左欄に掲げるもの	貨物車判断基準告示 1—1(2)の表の左欄に掲げる車両重量の区分